

第 17 号議案

神戸市道路公社の定款変更の認可を共同申請する件

神戸市道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について同公社から次のとおり協議があったので、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第5条第3項の規定により、同公社と共同して国土交通大臣に当該定款の変更の認可の申請を行う。

令和7年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

令和6年12月11日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造 様

神戸市道路公社

理事長 三島功裕 ㊟

道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更の認可申請の協議について

道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第5条第2項及び第3項の規定により貴市と共同して国土交通大臣に認可の申請をしたいので、同条第3項の規定により協議します。

記

次の表の改正前の欄に掲げる規定の太線の表示部分を削る。

改正後	改正前														
<p>(道路の整備に関する基本計画) 第15条 この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">管理の区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	管理の区間	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>(道路の整備に関する基本計画) 第15条 この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">管理の区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">市道大倉山線（荒田地下駐車場）</td> <td style="text-align: center;">神戸市兵庫区荒田町2丁目地内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	管理の区間	[略]	[略]	市道大倉山線（荒田地下駐車場）	神戸市兵庫区荒田町2丁目地内	[略]	[略]
路線名	管理の区間														
[略]	[略]														
[略]	[略]														
路線名	管理の区間														
[略]	[略]														
市道大倉山線（荒田地下駐車場）	神戸市兵庫区荒田町2丁目地内														
[略]	[略]														

理 由

地方道路公社法第 5 条第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方道路公社法 ぬきがき

(定款)

第5条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第3条の一般国道、都道府県道及び市町村道をいう。以下同じ。）の整備に関する基本計画

(8)、(9) [略]

2 定款の変更は、国土交通大臣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定市」という。）以外の第8条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 設立団体たる地方公共団体の変更又は道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更についての前項の認可の申請は、設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体を含む。以下この項、次項及び第6項において同じ。）が道路公社と協議して定めるところに基づき、道路公社と設立団体が共同して行うものとする。

4、5 [略]

6 設立団体は、第3項の規定により第2項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。